

令和5年4月から

西部地域包括支援センターの設置場所等が変わります

4月1日から、西部圏域の高齢者の身近な相談窓口である西部地域包括支援センターを、「西部憩いの家」内に設置します。基幹型地域包括支援センターでも西部圏域の相談を受け付けます。まずは、お電話でご相談ください。

○地域包括支援センターとは

高齢者のみなさんが住み慣れたまちで安心して暮らしていけるようサポートしている、高齢者の総合相談窓口です。介護・福祉・保健・医療など、さまざまな面から高齢者やその家族を支えています。

地域包括支援センターの4つの基本業務

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

要介護状態にならないよう
介護予防支援を行います。



総合相談

生活全般の相談受付や
適切なサービスの紹介、
解決支援を行います。



要支援1・2、事業対象者
の方のケアプラン作成

権利擁護

成年後見制度活用のサポートや
虐待防止への取り組みを行います。



包括的・継続的ケアマネジメント

地域をつなぐネットワークづくり
やケアマネ支援などを行います。



○令和5年4月1日からの運営体制

センター名	住所・連絡先	担当地区
基幹型地域包括支援センター	光井2丁目2-1 (あいぱーく光1階 5番窓口) ☎ (0833) 74-3002	牛島・全地区
東部地域包括支援センター	光井2丁目2-1 (あいぱーく光2階光市社会福祉協議会内) ☎ (0833) 74-3061	室積・光井 大和
西部地域包括支援センター ※1 (基幹型地域包括支援センター支所)	中村町31-1 (西部憩いの家内) ☎ (0833) 74-2000 ※電話番号に変更はありません	浅江・島田 上島田・三井 周防

* 開設時間：月曜日から金曜日まで 8時30分～17時15分（祝日・年末年始を除く）

※1 駐車台数が限られています。まずはお電話でご相談ください。



相談室・駐車場が十分にありますので、あいぱーく光（基幹型地域包括支援センター本所）でのご相談もぜひご利用ください。

問合せ先：光市光井2丁目2-1 あいぱーく光1階⑤窓口

光市基幹型地域包括支援センター ☎ (0833) 74-3002